

明治十九年勅令

メートル条約

明治八年(西曆千八百七十五年) 仏蘭西国巴里府ニ於テ独逸国外十六箇国ノ間ニ締結セルメートル条約訳文

日耳曼皇帝陛下、澳地利洪葛利皇帝陛下、白耳義皇帝陛下、伯西尼皇帝陛下、亜然的音共和国大統領閣下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、亜米利加合衆国大統領閣下、仏蘭西共和国大統領閣下、伊太利皇帝陛下、白露共和国大統領閣下、葡萄牙亜爾加揮皇帝陛下、露西亜皇帝陛下、瑞典那威皇帝陛下、瑞西聯邦大統領閣下、土耳其皇帝陛下及ウエネズエラ共和国大統領閣下ハメートル法ヲ万国ニ施行シ且之ヲシテ完全ナラシメントコトヲ冀望シ之カ為メ条約ヲ締結センコトニ決定シ各其全權委員ヲ任命スルコト左ノ如シ

日耳曼皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權大使、普魯西赤鷲勳章及バヴヒエール、サン、ユペール勳章ノ格蘭、クローア、フランス、ド、ホヘンローフ、シルリンヒュルスト氏
澳地利洪葛利皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權大使、現侍從兼枢密顧問、金羊毛勳章ノシユヴハリエ並洪葛利サン、エチエンス勳章及レオポール勳章ノ格蘭、クローア、コント、アツボニ一氏
白耳義皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權公使レオポール勳章ノ格蘭、ヲフヒシエ及レジヨン、ドノール勳章ノ格蘭、ヲフヒシエ、バロン、ベイヤン氏
伯西尼皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權公使、宮中顧問、クリスト勳章ノコンマンドール、及レジヨン、ドノール勳章ノ格蘭、ヲフヒシエ、貴族ヴキコント、ヂタジユバ、マルコー、アントニヨ、ダロージョ氏

亜然的音共和国大統領閣下ハ巴里府駐在同国特命全權公使バルカルス氏
丁抹皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權公使、ダヌブログ勳章ノ格蘭、クローア、及同勳章ノクローア、ドノール並レジヨン、ドノール、勳章ノ格蘭、オフヒシエ、コント、ド、モルトツケ、ウキツトフエルド氏
西班牙皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權公使、金羊毛勳章ノシユヴハリエ及レジヨン、ドノール、勳章ノ格蘭、クローア一等貴族ヴキコント、ド、ロカモラ、マルキー、ド、モレン、ド、マリヤノ、ロカ、ド、ドゴール氏及西班牙国地理統計学士院長理学会院会員イザベール、カトリック勳章ノ格蘭、クローア將官イバネー氏
亜米利加合衆国大統領閣下ハ巴里府駐在同国特命全權公使エリユ、ベンジャヤメン、ウワシユビユルヌ氏

仏蘭西共和国大統領閣下ハ外務卿、国會議員、レジヨン、ドノール勳章ノコンマンドール、ヂユツク、デカーズ氏農商務卿、国會議員ヴキコント、ド、モー氏及前卿、理学会院常置書記レジヨン、ドノール勳章ノ格蘭、クローア、ヂユマー氏
伊太利皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權公使、サン、モーリス、エト、ラザール勳章及伊太利王冠勳章ノシユヴハリエ、格蘭、クローア並レジヨン、ドノール勳章ノ格蘭、ヲフヒシエ、シユヴハリエ、コンスタンテン、ニグラ氏
白露共和国大統領閣下ハ巴里府駐在同国特命全權公使ベドロ、ガルウエーズ氏及前特命全權公使フランシスコ、ド、リヴェロ氏

葡萄牙亜爾加揮皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權公使、サン、ジャツク勳章ノ格蘭、クローア、及葡萄牙ツール、エ、レペー勳章ノシユヴハリエ貴族、ジヨセ、ダ、シルヴァ、メンド、レアル氏
露西亜皇帝陛下ハ在巴里同国大使館顧問、現参事院議官露国サント、アンヌ第一等サン、スタニスラス第一等サン、ウラジミール第三等勳章ノシユヴハリエ及レジヨン、ドノール勳章ノコンマンドール、グレゴアール、ヲクネツツ氏

瑞典那威皇帝陛下ハ巴里府駐在同国特命全權公使、瑞典北極星及那威サン、ヲラフ勳章ノ格蘭、クローア並レジヨン、ドノール勳章ノ格蘭、ヲフヒシエ、バロン、アデルス、ウアールド氏

瑞西聯邦大統領閣下ハ巴里府駐在同聯邦特命全權公使ジャン、コンラード、ケルヌ氏
土耳其皇帝陛下ハ参謀中佐フスマニエ第四等勳章及メジヂエー第五等勳章並レジヨン、ドノール勳章ノオフヒシエ、ヒユスニ、ペー氏
右全權委員ハ互ニ委任ノ書ヲ示シ其善良適當ナルヲ認メテ左ノ条々ヲ議定ス

第一条 締約諸国ハ共同ノ費用ヲ以テ度量衡万国中央局ヲ設立維持シ巴里府ニ之ヲ常置シテ以テ學術上ノ事ヲ司トラシムヘシ

第二条 仏国政府ハ本条約附録ノ規則ヲ以テ定メタル条規ニ随ヒ専ラ右目的ニ供スヘキ家屋ノ買入若クハ建築ヲ容易ナラシムルニ必要ナル処置ヲナスヘシ

第三条 万国中央局ハ総テ度量衡万国委員会ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘシ但該委員会ハ締約各国政府ノ委員ヲ以テ組織スル度量衡總會ノ支配ヲ受クヘキモノトス

第四条 度量衡總會會議長ノ任ハ巴里理学会院現職院長ニ委嘱スルモノトス
第五条 中央局ノ組織並度量衡万国委員会及度量衡總會ノ組成權限ハ本条約附録ノ規則ニ於テ之ヲ規定スヘシ

第六条 度量衡万国中央局ハ左ノ事務ヲ担任スヘシ
第一 新製メートル及キログラム原器ノ比較監査ニ関スル事
第二 万国原器ノ保存
第三 定期ヲ以テ各国複製原器ヲ万国原器及其複製品ト比較シ且各国標準寒暖計ヲ比較スル事
第四 新製原器ヲ以テ各国及ヒ學術上ニ於テ使用スル所ノ度量衡原器ニシテメートル法ニ基カサルモノニ比較スル事
第五 測地用ノ尺度ヲメートル原器ニ照準シテ之ヲ比較スル事

第六 政府学術士協会美術家又ハ学士ノ囑托ニ応ジ諸原器及確正尺度ヲ比較監査スル事
第七条 委員会ニ於テ電氣單位ニ関スル値ノ統合ノ事業ニ著手シタル後且總會ニ於テ該事項ニ付全会一致ヲ以テ決定シタルトキハ中央局ハ電氣單位ノ原器及其複製品ノ設定及保存並右原器ト各原器及其ノ精密原器トノ比較ヲ担任スヘシ

中央局ハ又物理的定数ニ関スル決定ヲ担任ス右定数ヲ一層正確ニ知ルトキハ前記(第六條及第七條第一項)單位ニ関スル範圍内ニ於ケル正確ノ度ヲ増加シ且其統一ヲ最確實ナラシムルコトヲ得ルモノトス
第八条 中央局ハ又他ノ学会ニ於テ為サレタル同様ノ決定ヲ統合スル事業ヲ担任ス
第九条 万国原器及其複製品ハ中央局内ニ之ヲ保管シ右保管ノ場所ニ接近スルコトハ専ラ万国委員会ニ留保セラル

第九條 度量衡万国中央局ノ構造創設費並其維持ニ要スル毎年ノ經費及万国委員会ノ經費等ハ凡テ締約各国ノ支出金ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ但其支出金額ハ締約各国現時ノ人口ニ基キ調製シタル割合表ニ準拠シ之ヲ定ムヘキモノトス
第十條 締約各国ハ其支出金額ヲ毎歳ノ初メ仏国外務省ヲ經由シテ巴里貯金所ヘ払込ムヘシ右金額ハ入用ノ都度中央局長ノ証券ヲ以テ該貯金所ヨリ之ヲ請取ルヘキモノトス
第十一條 本条約ニ加盟スルノ權ハ各邦国ニ許スルニ付之ヲ行ハントスル政府ハ制賦ノ支出金ヲ払入ルヘシ其金額ハ第九條ニ記載ノ基礎ニ依リ万国委員会ニ於テ之ヲ定ムヘシ且右支出金ハ本局學術上ニ関スル器具材料ノ改良ニ充ツヘキモノトス
第十二條 締約各国ノ經驗ニ依リ本条約ニ修正ヲ加フルコトヲ有益ト認メタルトキハ協議一致ノ上之ヲ為スノ權アルモノトス
第十三條 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各国ハ本条約ヲ解脫スルコトヲ得ヘシ
自己ノ權利ニ依リ本条約ノ聯合ヲ脱セント欲スル政府ハ該期限ノ了スル一年前ニ其旨ヲ告知スヘシ然ルトキハ万国原器及中央局ニ付テ總テノ共同所有權ヲ放棄シタルモノトス
第十四條 本条約ハ各国特有ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批准シ巴里府ニ於テ六箇月内若クハ成ルヘク速ニ其批准書ヲ交換スヘシ而シテ本条約ハ千八百七十六年一月一日ヨリ之ヲ実行スヘキモノトス

右確証ノ為メ各国ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ
千八百七十五年五月二十日巴里府ニ於テ作ル
ホヘンローフ

アッポニー

ベイヤン

ヴキコント、ヂタジユバ

エム、バルカルス

エル、モルトツケ、ウキツフエルド

マルキー、ド、モレン

カルロ、イバネー

エ、ペー、ウワシユビユルス

デカーズ

セー、ド、モー

ヂユマー

ニグラ

ペー、ガルウエーズ

フランシスコ、ド、リヴェロ

ジヨセ、ダ、シルヴァ、メンド、レアル

ラクーネツフ

アデルスウアールド

ケルヌ

ヒユスニー

エ、アコスタ